

**団体貸出対象団体登録届出書［新規・変更］**

　　年　　月　　日

佐賀県立図書館長　様

団体名

代表者

佐賀県立図書館利用規程第２０条の規定により下記のとおり届け出ます。

なお、借用に際しては、貴館の利用規程を守り、善良な管理者の注意をもって取扱い、亡失、破損、若しくは汚損したときは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 届　出　内　容 | 新　　規　　　　・　　　変　　更 |
| 団体（グループ）名 |  |
| 担当者 | 氏　名 |  |
| 連絡先 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動の拠点となる場所 | 名　称 |  |
| 住　所 | 〒 |
| 電　話 | （　 　） | FAX | （　 　） |
| 主な活動内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（利用者数　　　　名） |

・この登録により利用できる図書は、佐賀県立図書館資料の収集及び整理に関する規程第３条（８）に規定する館外図書とし、貸出期間は原則として３か月以内です。

・この届出書の情報は、図書館業務に関する事にのみ使用し、他の目的には使用しません。